

寄付金の税制上の優遇措置について

当協会は公益財団法人に認定されておりますので、寄付金に対しまして税の優遇措置を受けていただくことが可能です。

◎ 個人によるご寄付の場合

1. 所得税の優遇措置

本年度中に本会又は他の公益法人へ寄付されました金額合計（ただし、総額が年間所得の40%まで）が、2千円を超えた場合は、その超えた金額が本年の課税所得から控除され、所得税が軽減されます。

2. 減税額の見込み

寄付金控除を受けた場合の減税額の見込みは、寄付金から2千円を差し引いた金額にご自身に適用される所得税率を乗じた金額です。

課税総所得金額		税率	課税総所得金額		税率
195万円以下	330万円以下	5%	695万円超	900万円以下	23%
195万円超	330万円以下	10%	900万円超	1,800万円以下	33%
330万円超	695万円以下	20%	1,800万円超	4,000万円以下	40%
			4,000万円超		45%

(計算例-1) 課税総所得金額が900万円の方が5万円の寄付をされた場合の減税額
 $(50,000 - 2,000) \times 23 / 100 = 11,040$ 円

(計算例-2) 課税総所得金額が2,000万円の方が10万円の寄付をされた場合の減税額
 $(100,000 - 2,000) \times 40 / 100 = 39,200$ 円

3. 税制優遇を受けるための手続き

ご寄付いただいた方には、「税額控除に係る証明書(写)」と「寄付金の領収書」を送付いたします。税制優遇を受けるためには、上記の書類を添えて、税務署へ確定申告が必要ですので大切に保管してください。

◎ 法人によるご寄付の場合

1. 法人税の優遇措置

本会への寄付金は、特定公益増進法人に対する寄付金として、一般寄付金に係る損金算入限度額と別枠で損金に算入できます。

2. 損金算入限度額

- ① 期末資本金等の額 $\times 3.75 / 1000 =$ 資本基準額
- ② 当期の所得金額 $\times 6.25 / 100 =$ 所得基準額
- ③ (資本基準額 + 所得基準額) $\times 1 / 2 =$ 損金算入限度額

3. 一般寄付金の損金算入限度額の計算方法

- ① 期末資本金等の額 $\times 2.5 / 1,000 =$ 資本基準額
- ② 当期の所得金額 $\times 2.5 / 100 =$ 所得基準額
- ③ (資本基準額 + 所得基準額) $\times 1 / 4 =$ 損金算入限度額

公益財団法人日本国際医学協会

2024.9作成